

金沢版週休2日工事 実施要領

1. 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において週休2日の工事「金沢版週休2日工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 対象工事

対象工事は、次のとおりとし、特記仕様書もしくは施工条件明示書に明示する。

災害復旧工事（緊急復旧）を除く全ての工事を週休2日工事とする。

ただし、災害復旧工事（本格復旧）や夏休み工事など施工期間が限定され週休2日の現場閉所が困難な工事については、週休2日工事（交替制）とすることができる。

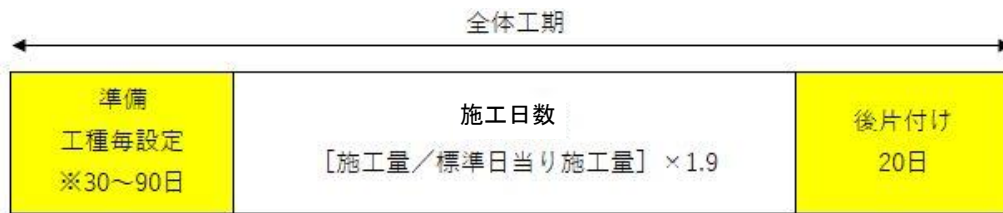
3. 取り組み内容

3-1-1 工期設定（週休2日工事）

原則として（1）により設定することとするが、これによりがたい場合は（2）により設定することができるものとする。

（1）標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不稼働率（国の年間作業不稼働率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事（公共建築工事積算基準で積算した工事をいう。）は除く）



準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、公園、下水道
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		P C 橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

（2）過去の実績等による設定

過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。

3-1-2 工期設定（週休2日工事（交替制））

週休2日の現場閉所が困難な工事については、工事の特殊性、出水期及び過去の実績（工事日数）等を考慮して工期を設定することとする。

3-2 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置することとする。

3-3-1 工程管理（週休2日工事）

（1）現場着手前

受注者は、現場着手前に週休2日の計画工程を工事工程表（様式1）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）現場完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出することとする。

3-3-2 工程管理（週休2日工事（交替制））

（1）現場着手前

受注者は、現場着手前に休日取得〔計画〕表（様式2）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）現場完了時

受注者は、工期最終日までに休日取得〔実績〕表（様式2）を作成し、監督員に提出することとする。

4. 週休2日の定義

4-1 週休2日工事

工期内の対象期間において週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保すること。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

4週8休相当とは、現場着手日から現場完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

①対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

②現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事に着手した日）に着手した日

③現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業（後片付けを含む）が完了した日

④現場閉所

- ・ 工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・ 天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

4-2 週休2日工事（交替制）

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日確保することとする。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

①対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ・ 工事の全面中止期間等
- ・ その他

②現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事に着手した日）に着手した日

③現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業（後片付けを含む）が完了した日

5. 週休2日の確認方法

5-1 週休2日工事

発注者は、3-3-1の工事工程表に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこと。

- ・ 対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・ 週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・ 上記日数の休日の達成状況

5-2 週休2日工事（交替制）

発注者は、3-3-2の休日取得〔実績〕表に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこと。

- ・ 対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・ 週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・ 上記日数の休日の達成状況

6. 費用

6-1 週休2日工事

- ・当初設計から週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事）を各経費に乗じた積算を行う。
- ・現場完了時に現場閉所の達成状況を確認し、やむを得ず4週8休に満たない場合は上記補正分を減額する。

6-2 週休2日工事（交替制）

- ・当初設計から週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事（交替制））を各経費に乗じた積算を行う。
- ・現場完了時に週休2日の確保の達成状況を確認し、やむを得ず4週8休に満たない場合は上記補正分を減額する。

7. 評定

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2.5点の加点を行う。

週休2日工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令順守等（第二次評定）における「その他」において、7.5点を減ずる措置を行うものとする。

8. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年6月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年8月1日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）

(イ) ご迷惑をおかけします

(ロ) ○○○○○○を
なおしています

令和 ○年 ○月 ○日まで
時間帯 0:00~0:00

(ニ) ○○○○○ 工事

この工事は、
週休2日に取り組んでいます



発注者 金沢市○○課
電話番号 000-000-000

施工者 ○○○○建設株式会社
電話番号 000-000-000
現場代理人○○○○

金沢市工事看板

○○○○○ 工事

工 期 令和 ○年 ○月 ○日

発注者	金沢市長	○○○○
主管課	○○○○課	TEL000-0000
(監修)	○○○○	
監理	○○○○	
設計	○○○○	
施 業	○○○○株式会社	
	現場代理人○○○○	TEL000-0000
施 工	電気設備	○○○○株式会社
	現場代理人○○○○	TEL000-0000
	機械設備	○○○○株式会社
	現場代理人○○○○	TEL000-0000

この工事は、週休2日に取り組んでいます

- ・工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載する。